

事務連絡
平成27年3月27日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

世界保健機関西太平洋事務局による麻しんの排除認定について

標記について、我が国は、「麻しんに関する特定感染症予防指針」（平成19年厚生労働省告示第442号）等に基づく対策に取り組んできたところです。本日、世界保健機関西太平洋事務局により西太平洋地域の日本を含む3つの国が新たに麻しんの排除状態にあることが認定されましたので御連絡します。

なお、麻しんの排除認定に至るまでの間、貴部局を始め関係機関の皆様から多大なる御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

今後も麻しんの排除状態を維持するため、当該指針に基づき、麻しん対策を推進していただくようお願いいたします。